

建設省告示第 号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十三条の規定に基づき、木造建築物等の外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法を次のように定める。

平成 年 月 日

建設大臣 中山 正暉

木造建築物等の外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法を定める件

第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十九条の六に掲げる技術的基準に適合する

耐力壁である外壁の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 防火構造とすること。
- 二 間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、次に定める構造とすること。
 - イ 屋内側にあつては、厚さ九・五ミリメートル以上のせつこつボードを張るか、又は厚さ七十五ミリメートル以上のガラスウール若しくはロックウールを充填した上に厚さ四ミリメートル以上の合板を張つたもの

ロ 屋外側にあつては、次の(1)から(6)までのいずれかに該当するもの

(1) 土塗壁（裏返塗りをしないものを含む。(6)において同じ。）

(2) 下地を準不燃材料で造り、表面に亜鉛鉄板を張つたもの

(3) 厚さ三・二ミリメートル以上の石綿スレートを表面に張つたもの

(4) せつこうボード又は木毛セメント板（準不燃材料であるもので、表面を防水処理したものに限り。）
を表面に張つたもの

(5) アルミニウム板張りペーパーハニカム芯（パネルハフ）パネル

(6) 土塗壁に下見板を張つたもの

第二 建築基準法施行令第百九条の六第二号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の構造方法

は、次に定めるものとする。

一 防火構造とすること。

二 第二第二号に定める構造とすること。

附 則

この指示は、平成十二年六月一日から施行する。